

令和2年5月14日

保護者様

神埼市教育委員会
教育長 末次 利明
神埼市立西郷小学校
校長 田中 裕子

臨時休業延長後の学校の再開について（通知）

麦秋の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神埼市の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび、5月5日（祝：火）に、県立学校の学校再開について県の方針が出ました。それを受けまして、神埼市においても、市内の小中学校を県立学校と同様、本日5月14日（木）より再開することをお知らせしておりました。再開にあたりましては、子どもたちの感染予防のために、国のガイドラインや県の通知に従って、感染予防対策を取りながら、教育活動を進めてまいります。対策の詳細は下記の通りです。

ご家庭にも協力をしていただくことになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その時は、改めてお知らせいたします。学校や市のホームページ、学校からのメールをご確認ください。

記

1 学校を再開するにあたって

（ア）保健管理に関すること

- ・ 児童生徒の健康観察を十分行うとともに、手洗いやうがいの励行、ハンカチの携行、マスクの着用、咳エチケットの指導など基本的な感染症対策を徹底します。
（基本的に児童生徒や教職員はマスクを着用する。）
- ・ 教室等のこまめな換気を実施するとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。
- ・ 家庭では、登校前に健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認していただき、発熱等のかぜ症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようお願いします。

（イ）心のケアに関すること

- ・ 新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」）に起因する様々な悩みやストレス等を抱えている児童生徒もいることから、学級担任や養護教諭等を中心とし、心身の健康状況の的確な把握に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と連携し、適切な支援を行います。
- ・ 児童生徒の状況把握にあたっては、ご家庭でもお願いします。ご心配なことは学校へご連絡ください。また、学校での感染等に不安を感じる児童の登校についてもご相談ください。

(ウ) 差別やいじめ等の未然防止に関すること

- ・ 教職員一人一人が、本感染症について正しい認識を持ち、基本的な感染症対策を含めた対応について理解するとともに、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導を行います。
- ・ 児童生徒からの差別やいじめ等の相談については、組織的に対応します。感染者やその家族及び接触者等に対する偏見や差別が生じないように、関係者の人権に十分配慮します。

(エ) 児童生徒の出席停止等に関すること

- ・ 本感染症に係る事由で児童生徒が自宅休養した場合や児童生徒（及び保護者等）が感染予防のために登校しないことを希望する場合は、出席停止（出席しなくてもよい日、欠席になりません）とします。

(オ) 教育課程に関すること

- ・ 出席停止等の場合は、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じます。

(カ) 学校給食に関すること

- ・ 給食前後の手洗いの励行、机を向かい合わせにしない、しゃべらない、咳エチケットのためにハンカチ等を机上に準備しておくなど必要な対応を指導します。

2 学校行事について

- ・ 集会等の学校行事は、当分の間原則中止としますが、万が一集会等を行う場合は、使用する体育館や教室等のこまめな換気を実施するとともに、児童生徒等が密集しないよう工夫し、実施時間の縮減、感染防止の徹底等について適切に対策（室外や放送での実施、参加者の制限など）をとったうえで実施します。

3 児童生徒の家族に感染の疑いがある場合の対応について

- ・ まずは、発熱等が続く場合は、学校にご連絡ください。
- ・ 症状のない他の家族も通勤や通学、買い物など、できるだけ外出を控え、児童生徒については登校を控えてもらいます。
- ・ 児童生徒本人及び家族の感染が判明した場合、また濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校にご連絡ください。